

文教常任委員会

- 1 開 議 平成28年12月13日(火) 午前11時00分
- 2 場 所 議会棟第2会議室
- 3 付議事件及び順序

日程第1 議案第73号 大田原市教育支援センター設置条例の制定について

文教常任委員会名簿

委員長	小池利雄	出席
副委員長	弓座秀之	出席
委員	星雅人	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	出席
	前田雄一郎	出席

当局	教育部長 益子正幸	出席
	学校教育課長 月井祐二	出席

事務局	佐藤崇之	出席
-----	------	----

◎開 会

午前11時00分 開会

○委員長（小池利雄君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。これより文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございます。

当局の出席者は、益子教育部長、月井学校教育課長であります。

◎議案第73号 大田原市教育支援センター設置条例の制定について

○委員長（君島孝明君） それでは、日程に従いまして、議事に入ります。

日程第1、議案第73号 大田原市教育支援センター設置条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（益子正幸君） 議案第73号 大田原市教育支援センター設置条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

本件につきましては、子供のことに関する相談事を引き受ける総合的な窓口として、大田原市教育支援センターを設置するため、その設置条例を議会に付議したものであります。

詳細は、担当課長であります月井学校教育課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） 学校教育課長の月井でございます。よろしくお願いたします。

本日は、議案第73号 大田原市教育支援センター設置条例の制定につきましてご説明をさせていただきますので、ご審議のほどお願いを申し上げます。

それでは、お手元のタブレットにございます平成28年度第4回大田原市議会定例会議議案書等資料の62ページをごらんいただきたいと思っております。

そこにごございますように、議案第73号といたしまして、大田原市教育支援センター設置を別紙のとおり制定させていただきたく、ご審議を願うものであります。

タブレット次のページをごらんください。こちらが本日ご説明をさせていただく条例になりますけれども、条例の文言の説明に入る前に、大田原市教育支援センターのコンセプトをご説明をさせていただきたいと思っております。

本日、議員の皆様方お配りをいたしましたカラーのA4横判の資料をごらんいただきたいと思っております。こちらはタブレットに入っている図とはまた違うものでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

今回、ご提案する大田原市教育支援センター設置のキーワードは、その図の真ん中やや上にごございます

ワンストップという言葉であります。大田原市に限らず日本国中におきまして、子育ての場面の中で、真ん中の四角の中に書かれているような、いじめ、不登校、発達障害、愛着障害、貧困、虐待、問題行動など、多種多様な課題があるのはご存じのことと思います。このような課題に直面している保護者の方々は、その課題の種類に応じて、いじめだから学校へ、不登校だから教育委員会へ、愛着障害だから児童相談所へというふうに、保護者の方々ご自身が相談する機関を選んでいる、決めているという状況にあるのが現状でございます。

ただ、議員の皆様もご存じのとおり、例えば不登校の状態にあるお子さんの原因を突きとめてまいりますと、多くの場合、背景にいじめがあったり学業不振があったりしますが、中には親からの虐待が主原因であったり、母子分離不安といった愛着に障害がある場合など、その原因は複雑多岐にわたります。

また、これまでは、少年指導センターの業務といたしまして、パトロール業務を行うことで、ゲームセンターにたむろしていたり、町なかを徘徊して喫煙、シンナー吸引などをしている子供たちを補導してまいりましたが、これらの問題行動の根底にもやはり発達障害があつて、集団になじめなかったり、親からの虐待で心がすさみ、大人を信じることができなくなってしまっているといった原因がひそんでいる場合がほとんどでございます。

これらのことを受けまして、資料の一番上の囲みの中にございますように、子供のことで困っている市民の皆さん、保護者の皆様から、電話や面談を通して相談をワンストップで受け付ける仕組みをつくりたいという考え方でございます。ここでいう子供とは、小中学生はもちろん、就学前のお子様も含めて子育てで困り感を持っている保護者の方全てを対象にしていくという点もお含みおきいただきたいと思います。

そして、ワンストップで受け付けた相談事案につきましては、その資料の下のほうにございますように、子ども幸福課や警察、児童相談所などの関係機関と連携したり、学校教育課が主となって小中学校と連携したり、臨床心理士の資格を持つカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが直接的に支援に当たれる仕組みを考えてみたところであります。

以上が教育支援センターを立ち上げるに至ったコンセプトでございます。この考え方を受けまして、お手元のタブレット65ページをごらんいただきたいと思います。

この65ページにお示ししました図は、図のような組織を構築してきはどうかということを考えております。一番左のブルーの囲みは、議員の皆様ご存じの適応指導教室すばるの運営でございまして、主に不登校の課題に対応するセクションとして、現在のまま残していきます。また、一番右側の黄緑色の囲みが、先ほども申し上げました少年指導センター事業ですけれども、これも現在のまま組織は残しますが、所長以下3名で対応している現在の規模を縮小いたしまして、教育支援センター所長が少年指導相談員としてパトロール業務等の青少年健全育成事業に当たることといたします。この理由は、現在の大田原市の小中学生の落ちついた状況がございまして、ここ数年、暴力行為や徘徊、喫煙等の問題行動への対応事案は数件、5件に満たない状況にとどまっておりまして、パトロール事業等の見直しが課題であったことも背景にございまして。

そこで、少年指導センター事業にかかわる人員を削減した分を資料の真ん中の黄色の囲みでお示しをしております教育支援センター事業を新たに組織として立ち上げ、その業務を教育支援センター所長の管轄下に置くという組織にしたものであります。教育支援センター事業には、特別支援教育に識見を有する教

員経験者、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で組織する教育支援相談員がチームとして対応していくことが可能になるようにしてまいります。

先ほども申し上げましたけれども、それら3つの部署でそれぞれに扱う事案は、表面上は別々の課題に見えますが、根底にあるものは発達障害や虐待、愛着障害などであることから、その根底の部分に専門家がチームでアプローチしていくことができるよう連携体制を整えてまいります。今回の教育支援センター事業は、全て学校教育課管轄となり、今年度まで生涯学習課が所管しておりました少年指導センター事業を全て学校教育課に移管して、組織改編を行いますので、今回の教育支援センターの設置に際して、新たな予算措置は生じておらず、今年度の予算と同額で教育支援センターを設置することができますことも申し添えさせていただきたいと思っております。

では、ただいま説明させていただきました教育支援センターの設置条例についてご審議をいただきたいと思っております。

タブレットの63ページをごらんください。第1条では、設置の目的等について説明してございます。

第2条では、教育支援センターの名称及び位置について言及しておりますが、この場所は、現在、少年指導センターと適応指導教室すばるが置かれている大志館すばるの建物となります。

第3条では、事業内容といたしまして大きく4項目、教育相談に関する事、教育的支援に関する事、教育的支援に係る学校及び関係機関との連絡調整に関する事、教育関係情報の収集及び提供に関する事としております。

第4条では、配置する職員について説明しており、先ほども申し上げたとおり、所長と教育支援相談員、その他必要な職員を置くとしております。ここでいう所長は、少年指導センターの所長を兼ねることになります。

また、第2項にございますように、所長及び教育支援相談員は、地方公務員法第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職といたします。

第5条は、委任規定でございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例の施行日を平成29年4月1日とし、第2項で現在の大田原市少年指導センター条例第3条で定める少年指導員の設置及び第4条の少年指導相談員の設置に関して個別に規定をしておりましたため、条文を整理し、新しく職員として第3条で規定するものでございますので、内容についての変更はございませんので、申し添えさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（小池利雄君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） ご説明ありがとうございました。

予算は新しい措置は行われないうことで、改編だけで済むということで、ふだんの常駐している場所等の変更とか、そういったものが発生するかどうかをお伺いします。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） お答えいたします。

ただいま適応指導教室すばるの建物と少年指導センターの事務所の中にそれぞれ職員がいるわけでござ

いますが、4月1日以降も現在の場所に職員がそれぞれ常駐する形をとる予定でございます。

○委員長（小池利雄君） 星委員。

○委員（星 雅人君） そうすると、教育支援相談員とか、これは今まで学校を巡回されていたりするということも同じようにやって、あくまでそのセンターの中に所属するというか、いるという形なのか。例えば相談が来たときに、誰がまず受けることになるのかということが、包括することによって変わるということになると思うのですけれども、それがここで言うと教育支援相談員さんが電話を受けることになるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） 基本的には、先ほどの65ページの図をもう一度ごらんいただきたいのですが……

（「これでいいんですか」と言う人あり）

○学校教育課長（月井祐二君） その図でございます。65ページの図の教育支援センターの所長は、週5日間常駐をしておりますので、まずこの者が電話対応、面談対応の第一義的な人間として対応いたしますが、その次に、その真ん中の教育支援相談員の一番上に書かれております特別支援教育に識見を有する教員経験者、こちら校長の退職者を予定したいというふうに思っておりますけれども、こちらの者が主にその内容を確認をして、振り分け作業といいますか、どういう事案なのだというふうな分類をいたしまして、適切な対応できる機関につないでいく、またスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにつないでいくという形で進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（小池利雄君） ほかにありますか。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 人数をちょっと、よくわからないので、あとこの教育支援センター所長の週5日常駐、これは今いる少年指導センターの所長がこの立場になるのですか、これ。これは、学校の校長先生の経験者なのですか。

教育支援センター所長、週5日常駐、これは所長の経歴といいますか、資格、経歴ですね。これを聞きたい。あと、それぞれの人数は、先ほどのこの教育支援相談員のところに校長経験者の、教育経験者で識見を有する者、あと臨床心理士、スクールカウンセラー、これは1人、1人で、これで、そのほかにソーシャルスクールワーカーが2名ということで、ここが5名になるのですか、ここは。所長のほかに5名という考え方でいいのですか。その場合、この65ページの左の第1の先生という位置づけになっている教育相談員3名、この方々はこのほかにいるのですよね。その辺の人数をちょっと。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） お答えいたします。

まず、一番上の教育支援センター所長は、その右側に、ちょっと離れておりますが、（教員経験者）と書いてございますが、新年度からはこの教育支援センターの所長は、教員経験のある校長を退職された方を予定しております。

それから、真ん中の段の黄色の枠囲みの中ですが、お一人は特別支援教育に識見を有する教員経験者お

一人、それから臨床心理士を持つスクールカウンセラーということでございますので、この方が1名でございます。それから、スクールソーシャルワーカーが2名ということなので、真ん中の黄色の欄は、合計で4名ということになります。

それから、一番左のすばるにつきましては、大田原中学校の教諭、これは県費負担の方が配当されておりますので、この方が1名、それから教育相談員がその大田原中の教諭とは別に3名ということになりますので、すばるは4名での対応ということになります。

一番右の少年指導センターは、教育支援センター所長が少年指導相談員を兼ねますので、現実には、少年指導センター事業に対応する者は1名ということになります。ただ、そこに、このセンターの所長の補佐をするべく週に3日ほど臨時の職員を雇わせていただいて、所長の業務を補佐をさせていただくということでございます。

ここに、少年指導委員という記載がございますけれども、こちらは各小学校の児童生徒指導主任を予定しておりますので、この方々がお祭りのときの巡回ですとか、それから定時のときに、夏休みなどの夕方、巡回指導を行うメンバーがこの少年指導員という規定でございますので、この少年指導員というのは、各学校の先生方を指し示しておりますので、この方々が常駐しているというわけではございません。

以上でございます。

○委員長（小池利雄君） 星委員。

○委員（星 雅人君） このいただいた紙の中の組織図の中には、子供たちのことにもかかわる、困っている幼児、児童生徒ということなのですけれども、幼稚園とか保育園とか、例えば学童とか、そういったものが入っていないというわけですが、意図はしているのでしょうか、どのような考え方かということをお伺いします。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） 先ほども申し上げましたが、私どもでイメージしているのは、小中学生だけではなくて、学童さん、それから幼稚園、保育所の方々、それから乳幼児のお子さんを持っている保護者の方でも、困ったなというふうに思えば、こちらにまずはお電話をしていただければ、その内容によっては子ども幸福課さんにつないだほうが十分な支援が受けられるなというときには、子ども幸福課さんのほうに連携しながら、このような相談をお持ちのようなので対応していただけますかということでおつなぎをするというようなことで、今までですと、幼稚園のお子さんですか、ではその方は子ども幸福課なのでといって振ってしまっていた状況があったわけですが、いわゆるまだ小学校に上がっていないお子さんに対してでも、この臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーとか、そういう方々をどんどん投入していくということでもありますので、その相談するときに、私は小中学生だから教育委員会に連絡しなくてとはとか、幼稚園や保育所だから子ども幸福課にしなくてとはというそういう垣根を全部取り払って、子供さんのことだったら、まずはここにご相談くださいという体制をとることが市民の皆様方にとって一番わかりやすいのではないかというふうに思っておりますので、今後、私どもの課題は、このことを市民の皆さんにどれだけ深く浸透させることができるか、PRするといえますか、その所在をはっきり認識していただけるようになるかが大事なところだと思いますので、今回の12月議会でご提案をさせていただいて、もしご議決いただければ、これから4月までの3カ月間の間に、広く

周知徹底、PRに努めてまいりたいと、そういう期間をとらせていただいたというふうにご理解いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（小池利雄君） 星委員。

○委員（星 雅人君） あとなのですが、この中学校とか保護者とか小学校とかもそうですけれども、学校と保護者の関係というのは、その学校に対して何かしてほしいとか何か課題を感じている場合に、どうしても対立化構造になってしまうところを1回こっちに電話したりすると、その構造を和らげながら話ができたりすることとかも意識してつくられているのかなというふうに思ったのですけれども、そうですか。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） まさしく今星委員ご指摘のとおりで、保護者の方々の中には、教育委員会に電話をするということに対して、すごく高いハードルを感じていらっしゃる方がいらっしゃる場合もあるので、そういう方々にとっても、こちらの教育支援センターというところに電話をすると、行く行くは課題の解決につながる、そのときに行く行く教育委員会も間に入って課題の解決に向けて手を差し伸べてもらえるということにご理解をいただければ、さらにこのワンストップのところにお電話をいただけるようになるのではないかと、一番防ぎたいのは、相談したいと思っているのだけれども、どこに電話をしていいかわからない。または、敷居が高い、ハードルが高いので電話できないという市民の皆様方に手を差し伸べていきたいというのが私どものコンセプトの一番ポイントの部分だと思っております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 少年指導センターのほうは、これは残しておく必要というのはどのぐらいあるものなのですか、これ。せっきく教育支援センターができて、少年指導センターは、少年指導員として非常勤の、行事なんかがあるときだけ出てきてくれる各学校にいる先生方がいるにしても、これは統合はどうしてできないのですか、これ。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） 大変ありがたい質問でございます。私どもも今、千保委員がおっしゃられたように、この少年指導センター事業というのをセンター事業の中に包含してしまっていて、もう少しシンプルなものにできないかなというのがあったのですが、実はこちらは、青少年健全育成の立場で、栃木県のほうでもこの青少年課という流れの中で、少年指導センターという窓口、看板は、外さないでいただきたいと、ただ所管するところは、生涯学習課であろうが学校教育であろうが、それは県としては特にどちらでも構わないのですが、市や町の組織の中に少年指導センターという組織がなくなってしまうことは避けたいということ、文科省のほうにも確認をとりまして、そのような流れがあるということでございましたので、この組織はきちんと残すということで、今掲げてある少年指導センターという立て札、看板が大志館すばるにございますが、あの札は掲げたままにしていこうということでございますので、この少年指導センター事業のほうもきちんと残す形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） あと同じくこのすばるの適応指導教室、これも県費で1人先生をいただいているので、それで大中に一応籍を置いた形なので、しかしこれは、このすばるのほうの先生方は、これは大中だけではなくて、市内全部関係しますよね。それで、しかしこれは大中に籍を置いた先生なのだよということになっていて、この辺もこの図でもこうして3つ並べてあるように、非常に複雑なわかりにくくして、こういったことがひいてはその利用者の利用しようとするときの戸惑いやなんかにつながってしまわないかと、やっぱり先生言われるようにシンプルなほうが本当は市民にとっては使い勝手がいいと、真っすぐこの教育支援センターに行ってしまう方がいいのだということと、すばるなども、少年指導センターなども、この戸惑いがあると思うのです。その辺、この県費の先生が1人いるといっても、これ下の教育相談員、これは市費ですよ。ですから、1人分の県費を出してもらっているために、大中にあるかのような紛らわしさがあって、いつまでもこういう形、もう随分古い形、これずっと最初からですものね。だから、この辺も少し県のほうと話して、もう少し何か統一できないものか、努力目標で、県のほうもそれぞれ縦割りで来てしまっていると思うのですけれども、その辺少し意見を述べておいたらいいのではないかと、こう思いますので、答弁は結構です。

○委員長（小池利雄君） よろしいですか。

ほかにありますか。

高野委員。

○委員（高野礼子君） 時代が変わったということで、この教育支援センターというような設立をしなければいけないというような、ちょっと寂しい感じをする古い母親でございます。

今、すばるという中で、すばるではなくて、大田原市内でどのくらいの方が、見えないこととは思いますが、対象者がふえてくるというふうにも思うところもあるのですけれども、これをふやさないとどめるというようなそんな対策のほうがいいのかなというふうにも思うところもあるのですけれども、何かネットで見てみると、教育支援センターだよりとか出して、地域に今後周知をしているところもあるということが、ちょっと見てみるとそんなのところもあるのですけれども、たくさんの支援する関係者がいる、設置するわけですけれども、どのくらいを大田原市は予想しているのか、ちょっと、できることに反対ではないのです。でも、そういう子をふやしたくないというのは、そんな思いがありまして、そんなお尋ねをしたいと思います。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） ありがとうございます。

まず、先ごろの一般質問のご答弁でも教育長のほうから申し上げたと思いますが、不登校関係に感嶋手は、今ほぼ横ばいの状態、やや減少ぎみの横ばいの状況で進んでおりまして、市全体では80名程度の不登校の数になっております。これは、もうこういう相談機関をつくることももちろん大事ですが、委員おっしゃるように、不登校の数を減らすといえますか、一人も出さないということが一番大事なことでございますし、いじめ等につきましても絶無を期すということで、そちらが減らす、またはなくす方向で最大限の努力をしてきているところでございます。その方向で今後も頑張っていきたいと思いますが、ただこのいわゆる発達障害や虐待等の課題に関しましては、これは子ども幸福課が主催で行う要対協という要支援のお子様たちに対する対策協議会というのがあるのですが、そちらに上げる案件というのが年々ふえてい

る状況でございまして、月に1回、定例で集まって、その大田原市内の対策を講じなければならないお子様方のリストを上げて、対策を協議するわけですが、それが今半日、午前9時から12時では、もう対応し切れないほどの案件、継続の案件の中に新規の案件がどんどん出てくるというような状況でございまして、これは減らせる、なくせるというような言葉で申し上げられるような状況にはないと思っております。

したがいまして、この支援センターをつくるに当たった一番最初の考え方は、先ほど申しあげました、まちの中に徘徊しているような暴力行為ですとか粗暴なお子様方というのは激減しているのですが、この発達障害や虐待などで支援を必要としているお子様の人数が物すごくふえているという中で、では市の中の組織を変えることで、そういうお子様方に対応することができないかというのが一番のスタートの考え方でございますので、減らしていきたいという気持ちは私どもも、それと全く同じ思いでございまして、この対応策で、そうなってしまっているお子様方を支援して、その数を減らしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（小池利雄君） ほかにありますか。

高野委員。

○委員（高野礼子君） 子育て中、勤めていて子育てしている方たちのその思いというものがすごく、自分でその子育て最中のときに、私は家にいましたから、常に子供を見ていました。勤めに行っている方に、帰ってきたならばしっかりと抱きしめてあげると、子供は母親を必要としているよということはずっと言ってきたことがありました。それが今は忙しい、忙しい、忙しいで、何か子供のところから目を離しがち、もう産めばそれだけでいいのだという親が多くなってきている、そんな中で、やっぱり小さいときからしっかりと抱きしめてあげれば、大きくなってからはもう抵抗がありますからできませんけれども、そういうふうなことが初めとして、不登校とか虐待、虐待がちよっと信じられないのですけれども、そんなことがやっぱり、子供の教育ではなくて親の教育が必要なのかなと、そういうふうに思う昨今であります。

○委員長（小池利雄君） 意見ですか。質問ではない。

それでは、ほかにありますか。

弓座委員。

○委員（弓座秀之君） ここに困っている子供、市民の皆様ということで、下のほうには、幼児、児童生徒、青少年、保護者となっているのですけれども、この保護者に対しての例えばこれ虐待なんかしている子供さんは、確かにこの教育支援センターで振り分けをして、救ってあげるということですけれども、保護者に対してもやっぱりそういうような感じで指導というのではないのですけれども、するような方向ではないのでしょうか。

○委員長（小池利雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） お尋ねのように、まず子供さんたちに対する支援はまず第一義的に行ってまいりますけれども、このスクールソーシャルワーカーなどに入ってもらおうというのは、このスクールソーシャルワーカーというのは、関係機関とつないでいくことが仕事でございまして、例えば児童相談所、

または警察などとも連携をしてみたいと思いますので、その虐待をしているような保護者の方々に対しては、そういうしかるべき関係機関から指導が入る、または親子を引き離す措置をして、別のところに隔離するというようなことも含めて対応策をとってまいりますので、そういう意味でも保護者に対する対応というのもこの教育支援センターでは行っていくことは可能であります。

○委員長（小池利雄君） よろしいですか。

それでは、私のほうからちょっと二、三点質問させていただきます。

まず、1つは、この一番左側に書いてあるすばる、これ利用者は何名ぐらい、日によって違うのだと思うのですけれども、おおむね今何名ぐらいお世話になっているか、お願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） 現在、議会前の段階で19名の利用者がいるということで報告を受けております。

○委員長（小池利雄君） ありがとうございます。もう一点、このすばるができて連携をうまくやって、窓口としては教育支援センターに相談をすれば、全て対応してくださるということで、組織が3つあること自体は市民の人は知らなくても、教育支援センターに電話をすれば全て受けていただけるというのは理解できたのですけれども、例えば貧困とか虐待とか、そういった問題の場合、この相談して、行き先を振り分ける人、振り分ける人というのは、先ほどの説明ですと、所長か教育経験者の方が受けて、それぞれに振り分けていくということなのですが、この下の連携の受け皿はどこというのは、それぞれ連携がうまくもう既に組織としてできているのか、それぞれに担当の先生が一生懸命アプローチしていくのか、仕組みを、この下の段階をちょっと教えていただきたい。

学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） 今、ご指摘いただいたように、まず所長なり特別支援教育に識見を有する教員経験者がまず窓口で受けたものを、これは学校教育課につなぐのが一番いいなというふうに判断があれば、私ども学校教育課のほうに連絡が参ります。そうしますと、小学校、中学校へと直接支援が行くということです。

先ほどご心配になられた貧困や虐待ということになりますと、その図で言いますと、一番左側の子ども幸福課、警察などでございますが、既に市の中の子ども幸福課を含めた保健福祉部局、保健福祉部長さん初め各関連の課長様方には、このコンセプトは全部説明して、了解をしておりますので、例えばもしかしたら我々のところに、「ごめんなさい、おっぱいが出ないのですけれども、どうしたらいいですか」という乳幼児をお持ちのお母様の子供のことで困っているのです、そういう電話が来る可能性がありますので、そういうときには、子ども幸福課さんにおつなぎしてもいいですよという了解はとっておりますので、そういう意味で市の中の横の連携も全て了解済みで進んでおります。

それから、警察のほうは、警察や児童相談所とは常に学校教育課のほうは窓口を持っておりますので、そちらのほうも含めてつながっておりますし、先ほども申し上げましたが、スクールソーシャルワーカーの方々というのは、そういう関係機関とつないで内容を整理しながら進めていくというもののスペシャリストでございますので、この方々がつながれた後は、自分たちでその対応の行き先を構築しながら進んでいってくれるものと思っております。

○委員長（小池利雄君） ありがとうございます。大変安心をいたしました。この取り組みでそういったことが解決していけると非常にいいと思います。

あと1点だけ、教育委員会の中の学校教育課、月井課長のところが担当なのだと思うのですが、専任の担当者というのは置くことになるでしょうか。

学校教育課長。

○学校教育課長（月井祐二君） 学校教育課の中では、児童生徒指導担当という指導主事が2名、その年度その年度で指名をされます。今年度で申し上げますと、小室指導主事と平山指導主事が児童生徒指導担当指導主事というふうな役割を受けておりますので、次年度もその2名、主とサブで入りますけれども、主担当、サブ担当になる児童生徒指導関係の担当指導主事が主な対応先ということになります。

○委員長（小池利雄君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これから意見を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 内容を伺わせていただきまして、私はこれすごくいい取り組みだなと思っていますので、ぜひ力入れて取り組んでいただきたいのですが、教育センターの所長が教員経験者ということで、一、二年でもしかしたらかわってってしまうというようなポジションになってしまうのかというところがあって、その方が電話対応を受けるというふうな話があったものですから、本来であれば、人員的な規模が厳しいとは思いますが、多くなってくると、力、多分求められてくると思うのです。スクールソーシャルワーカーさんの配置をふやすとか、そういったときに、最初から電話を受ける時点から、相談支援業務、あと社会福祉士の方が本来であればやったほうが望ましいような業務だったりすると思うのです。なので、最初は、教員経験者である所長さんが、そういった社会福祉士的な視点をしっかり持っていただいてやっていただければと思うのですが、その配置がふえていく際には、最初からソーシャルワーカーの方を配置したりしていけるような方向で考えていくといいのではないかなというところで意見を述べさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見がありますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

これより議員間の自由討議を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） では、ないようでありますので、それでは採決をいたします。

議案第73号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 大田原市教育支援センター設置条例の制定については、原案を可とすることに決

しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

教育委員会のほうで何かございましたら。

教育部長。

○教育部長（益子正幸君） おわびでございます。本日の文教常任委員会に際しまして、通例ですと10時からということでしたが、きょうは11時からというふうをお願いをいたしまして、この時間に設定されたわけですが、理由といたしまして、第1回目の大田原中学校の柔道事故調査委員会が9時から10時まで行われました。こちらのほうについては、非常にご多忙な先生方ですので、この日のこの時間しかないということで、10時ちょっと過ぎまでかかってしまったものですから、時間をおくらせていただいたということになります。おわびを申し上げて、またお礼を申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

○委員長（小池利雄君） それでは、教育部長、学校教育課長には大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（執行部退席）

◎文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○委員長（小池利雄君） 日程第2、文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

この案件につきましては、改選により常任委員会の構成が新しくなりましたので、別紙、お手元にあると思うのですが、調査事件につきまして議会閉会中も継続調査したい旨、会議規則第102条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

委員の皆様には、一読していただき、内容をご確認いただければと思います。

（各委員内容確認）

○委員長（小池利雄君） よろしいでしょうか。

それでは、同意をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議なしと認めます。

よって、文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎閉 会

○委員長（小池利雄君） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。

本日は、これもちまして散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時47分 閉会